

「第2回 PTA 進路研修会～障害年金について～」

7月20日に第2回 PTA 進路研修会が行われました。

社会保険労務士の田中佐菜江氏より、障害年金の請求手続きについて具体例をまじえて紹介いただきました。

参加いただいた保護者の方からは、「障害年金について知ることができた」「どうやって手続きするのかがわかった」「もっと聞きたかった」など様々な感想がありました。

もし今後、障害年金について講師の方にお尋ねしたいことがありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。(講師の方から許可をいただきました。)

なお、第3回 PTA 進路研修会については、10月13日(金)午後「企業として求める人材」「家庭で身に付けてほしい力」などについて、卒業生が就職した企業の方を講師に招き研修会を予定しております。詳しくは後日文書にて案内を申し上げます。

<当日の質問への講師の方からの回答>

Q：障害基礎年金手続きの期間を過ぎてしまったら、請求できなくなりますか。

A：申請はいつからでも大丈夫ですが、さかのぼって年金支給はされません。
支給決定がされた日から支給されます。

Q：小学生の頃から服薬をしています。大人になる前には飲まなくなってもいいよう、少しずつ減らしていけたらと思っていましたが、請求するときにはこのような薬を飲んでいた方が年金はもらいやすくなりますか

A：薬を飲んでいる、いないは支給決定には全く関係ありません。あくまでも、お子さんの状態・状況で判断されます。

<講師の方の連絡先>

田中佐菜江社労士事務所
住所 〒503-0008
大垣市楽田町 7-79-16
電話番号 0584-78-7429
FAX 番号 0584-78-7429

